

○草加市指定特定相談支援事業所及び草加市指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則

平成24年3月30日

規則第30号

改正 平成24年4月1日規則第40—2号

平成25年3月28日規則第15号

平成25年9月2日規則第38—1号

平成29年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則15・一部改正)

(指定の申請等)

第2条 障害者総合支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定に基づく申請並びに障害者総合支援法第51条の21及び児童福祉法第24条の29の規定に基づく更新の申請は、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所指定（更新）申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(平25規則15・一部改正)

(変更の届出等)

第3条 障害者総合支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定に基づく届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第2号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。

(平25規則15・一部改正)

(事業所情報の提供)

第4条 市長は、前2条の規定に基づく指定、指定の更新又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、埼玉県に対して当該指定等に係る事業所の情報を提供することができる。

(公示)

第5条 市長は、指定等をしたときは、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号

(平25規則15・一部改正)

(業務管理体制の届出)

第6条 障害者総合支援法第51条の31第2項及び児童福祉法第24条の38第2項の規定による届出は、業務管理体制の整備（区分の変更）に関する事項の届出書（第4号様式）により行うものとする。

(平24規則40—2・追加、平25規則15・一部改正)

(届出事項の変更の届出)

第7条 障害者総合支援法第51条の31第3項及び児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制の整備に関する届出事項の変更届出

書（第5号様式）により行うものとする。

（平24規則40—2・追加、平25規則15・一部改正）

（区分の変更の届出）

第8条 障害者総合支援法第51条の3第4項及び児童福祉法第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、第6条に規定する届出書により行うものとする。

（平24規則40—2・追加、平25規則15・一部改正）

（届出情報の提供）

第9条 市長は、前3条の規定による届出に関し、国及び都道府県に対して、情報を提供することができる。

（平24規則40—2・追加）

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平24規則40—2・旧第6条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は平成24年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この規則の施行の日前においても、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成24年規則第40—2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第38—1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第27号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（平25規則15・平25規則38—1・平29規則27・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第6条関係）

（平24規則40—2・追加）

第5号様式（第7条関係）

（平24規則40—2・追加）